

令和6年度県外向け佐賀の子育て環境の魅力発信等業務

委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | 令和 6 年度県外向け佐賀の子育て環境の魅力発信等業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙 1 「令和 6 年度県外向け佐賀の子育て環境の魅力発信等業務委託
仕様書(案)」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委託上限額 | 金 12,600 ,000 円(消費税及び地方消費税を含む) |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、令和元年度以降に完了した実績を 1 件以上有すること。

(7) 複数事業者による共同事業体の場合、全ての構成員が上記単独事業者の場合の(1)から(6)までの条件を満たすこと。

共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

(8) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 募集方法

県ホームページに公募型プロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

4 公募型プロポーザル及び審査の実施方法

- (1) 企画書、実績書等の資料により、書面審査を行う。
- (2) 審査員は、別表 1 の「評価基準」に従い審査を行い、審査会において、各審査員が最優秀とした数が最も多い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀者が複数ある場合は、評価点の合計を踏まえ協議のうえ、審査会長が決定する。
- (3) 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は 0 点とする。
- (4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最優秀者の合計点が、評点総計の 6 割に満たない場合は、再度企画公募を行うこととする。
- (5) 審査結果はすべての提案者に通知し、県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公開する。

5 実施スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 県ホームページでの公募開始 | 令和 6 年 8 月 21 日(水曜日)(予定) |
| (2) <u>質問の受付期限</u> | 令和 6 年 8 月 30 日(金曜日)17 時 |
| (3) <u>参加資格確認申請書提出期限</u> | 令和 6 年 8 月 30 日(金曜日)17 時 |
| (4) 提案書等提出期限 | 令和 6 年 9 月 11 日(水曜日)17 時 |
| (5) 審査会(書面審査) | 令和 6 年 9 月 17 日(火曜日)(予定) |
| (6) 委託事業者決定 | 令和 6 年 9 月 18 日(水曜日)(予定) |

6 質問の受付

当該公募型プロポーザルの仕様等に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和 6 年 8 月 30 日(金曜日)17 時
- (2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てし大県推進担当
- (3) 提出書類 質問書(様式第1号)
- (4) 提出方法 電子メール、郵送、持参(期限内必着)
- (5) 回答 原則、本プロポーザル参加者全員に質問と回答内容を共有する。ただし、質問内容

が提案予定の企画に密接に関係するものは、共有しない場合もある。

7 参加資格の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和6年8月30日(金曜日)17時
- (2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てしづか県推進担当
- (3) 提出書類 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)、実績書(様式第4号)

※共同提案の場合

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第2-2号、第2-2号別紙)、誓約書(様式第3号)、実績書(様式第4号)、
共同事業体協定書等の写し(様式第2-3号:記載例を基に作成すること)

- (4) 提出方法 持参又は郵送(期限内必着)

注)郵送、宅配の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に、参加要件を満たしなくなった者が提出した参加資格確認申請書等は無効とする。

※提出書類により参加資格要件の適否を確認し、令和6年9月4日(水曜日)(予定)までにその結果を通知する。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年9月11日(水曜日)17時
- (2) 提出場所 佐賀県こども未来課 子育てしづか県推進担当
- (3) 提出を求める書類

ア 企画提案書 各7部 (様式任意・カラー)※提案書には下記の内容を含めること。

- ① 全体コンセプト(基本的な考え方など)
- ② ターゲットに佐賀の子育て環境の魅力を体験してもらう機会の内容
- ③ 体験機会の様子や「子育てしづか県“さが”」の取組をターゲットに広く周知するための方法
- ④ 進行管理に対する提案(工程表を含む)
- ⑤ 委託業務に対する体制に関する提案

イ 見積書 各7部(様式任意、原本1部、コピー5部)

※見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とし、積算内訳を明記すること。

- (4) 提出方法

持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻

までに必着のこと。

9 審査会

(1) 日程 令和6年9月17日(火曜日)(予定)

※審査会は書面審査により行う。

10 結果の通知

令和6年9月18日(水曜日)(予定)に書面によりすべての参加者に対して通知する。

11 契約に関する事項

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 隨意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(ウ) 国、地方公共団体等との間において、党が契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 審査会において最優秀提案者とした者を、本業務に係る随意契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次順位者を契約候補者として再特定する。

ア 契約候補者の参加資格確認申請書等が無効となったとき

イ 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき

ウ その他の事由により契約候補者との契約締結が不可能となったとき

(3) 委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承認を得ること。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が行った場合

(2) 公募型プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

(3) 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

(4) 1人で2以上の提案をした場合

(5) 代理人でその資格のない場合

- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

13 公募型プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件公募型プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1) 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行すること
ができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき

14 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

15 様式一覧

- 様式第1号：仕様書等に対する質問書
- 様式第2号：参加資格確認申請書（＊）
- 様式第3号：誓約書（＊）
- 様式第4号：実績書（＊）
- 様式第5号：提案書（送付）
- 様式第6号：辞退届

（＊）は公募型プロポーザルへの参加する業者の提出は必須。様式第5号は任意（使用してもしなくてもよい）。様式第1号、第6号は必要な場合利用。

16 その他

- 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (1) 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (2) 公募型プロポーザルに係る経費はすべて参加事業者の負担とする。
提出された書類等は返却しない。
- (3) 企画に際しては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理すること。
- (5) 企画提案用に佐賀県から提供されたデータ等は、佐賀県の許可なく当該作業以外の目的で使用してはならない。
- (6) 当該公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに

17 の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届(様式 6)を提出すること。

17 書類等提出先及び問い合わせ先

佐賀県男女参画・こども局 こども未来課 子育てし大県推進担当 長谷川

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1-59(佐賀県庁旧館 3 階)

電話:0952-25-7381 FAX:0952-25-7339

メール:kodomomirai@pref.saga.lg.jp